岐阜市新型インフルエンザ等
対策行動計画　概要版

岐阜市健康部
平成26年9月

新型インフルエンザ等発生時対応の流れ概要

- 行動計画の策定（国・都道府県・市町村）

新型インフルエンザ等発生

- フェーズ４宣言（ＷＨＯ）（ヒトーヒト感染）
- 政府対策本部設置
- 岐阜県対策本部設置
  - ・基本的対処方針の作成（国）
  - ・検疫の実施（国）
  - ・特定接種の実施指示（国・都道府県・市町村）
- 新型インフルエンザ等緊急事態宣言
- 岐阜市対策本部設置
  - ・予防接種の実施（対市民）

指定 →
- 特定都道府県
- 特定市町村

基本的対処方針の変更

- 新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言
- 政府対策本部廃止
- 岐阜県対策本部廃止
- 岐阜市対策本部廃止

未発生 → 海外発生 → 国内発生

新型インフルエンザ等対策における行政の役割分担

	国	岐阜県	岐阜市
行動計画に規定する事項	基本的対処方針	総合的推進事項	総合的推進事項
	措置事項	措置事項	措置事項
	・国内外の情報収集	・情報収集	・情報収集
	・情報提供	・市町村等への情報提供	・市民等への情報提供
	・現地対策本部の役割	・協力要請	
	・特定接種等まん延防止	・まん延防止	・予防接種･まん延防止
	・医療等の供給体制	・医療等体制の確保	・医療等体制の確保
	・生活関連物資の安定供給	・物資の売渡等安定供給	・生活環境保全･地域生活の安定化
	登録事業者の登録		
	都道府県行動計画等の基準	市町村行動計画等の基準	
	対策実施のための体制	対策実施のための体制	対策実施のための体制
	自治体･関係機関等との連携確保	他自治体･関係機関等との連携	他自治体･関係機関等との連携
手続	閣議決定		
	国会報告	内閣総理大臣、県議会への報告	岐阜県知事、市議会への報告

岐阜市新型インフルエンザ等対策行動計画

位置付け

平成25年4月に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により改定された岐阜県の行動計画に基づき、平成18年12月に策定した岐阜市新型インフルエンザ対策行動マニュアルを全面改定するもの

対象感染症

●新型インフルエンザ（感染症法第6条第7項1号）
●再興型インフルエンザ（感染症法第6条第7項第2号）
●新感染症（感染症法第6条第9項、特措法第2条第1号）

岐阜市新型インフルエンザ等対策行動計画の構成

はじめに

平成17年12月に策定された旧政府行動計画から現在に至るまでの新型インフルエンザに係る取り組みの経緯

流行規模及び被害の予測

※数値は、平成22年度の
国勢調査人口を基に算出

中程度（致命率0.53%）				単位（人）
	感染者数	入院患者数	最大患者数（/1日）	死亡者数
国予想	32,000,000	530,000	101,000	170,000
県予想	520,000	8,600	1,600	2,800
市予想	103,000	1,700	320	560

重度（致命率2.0%）				単位（人）
	感染者数	入院患者数	最大患者数（/1日）	死亡者数
国予想	32,000,000	2,000,000	399,000	640,000
県予想	520,000	32,500	6,500	10,400
市予想	103,000	6,500	1,300	2,100

※致命率
●0.53%：
1957年のアジアかぜ
●2.0%：
1918年のスペインかぜ

岐阜市新型インフルエンザ等対策行動計画の構成

対策の基本方針

- ●目的
- ●基本的考え方
- ●対策実施上の留意点
- ●役割分担
- ●主要6項目
- ●発生段階

主要6項目

①実施体制
②サーベイランス・情報収集
③情報提供・共有
④予防・まん延防止
⑤医療
⑥市民の生活及び経済の安定の確保

各段階における対策

０ 未発生期
１ 県内未発生期
２ 県内発生早期
３ 県内感染期
４ 小康期

５段階に分け、それぞれの対策を実施
（ただし、状況に応じ柔軟に対応する。）

新型インフルエンザ等対策の基本方針（目的）

●感染拡大をできる限り抑制する
●市民の生活・経済への影響を最小に止める

感染拡大防止イメージ図

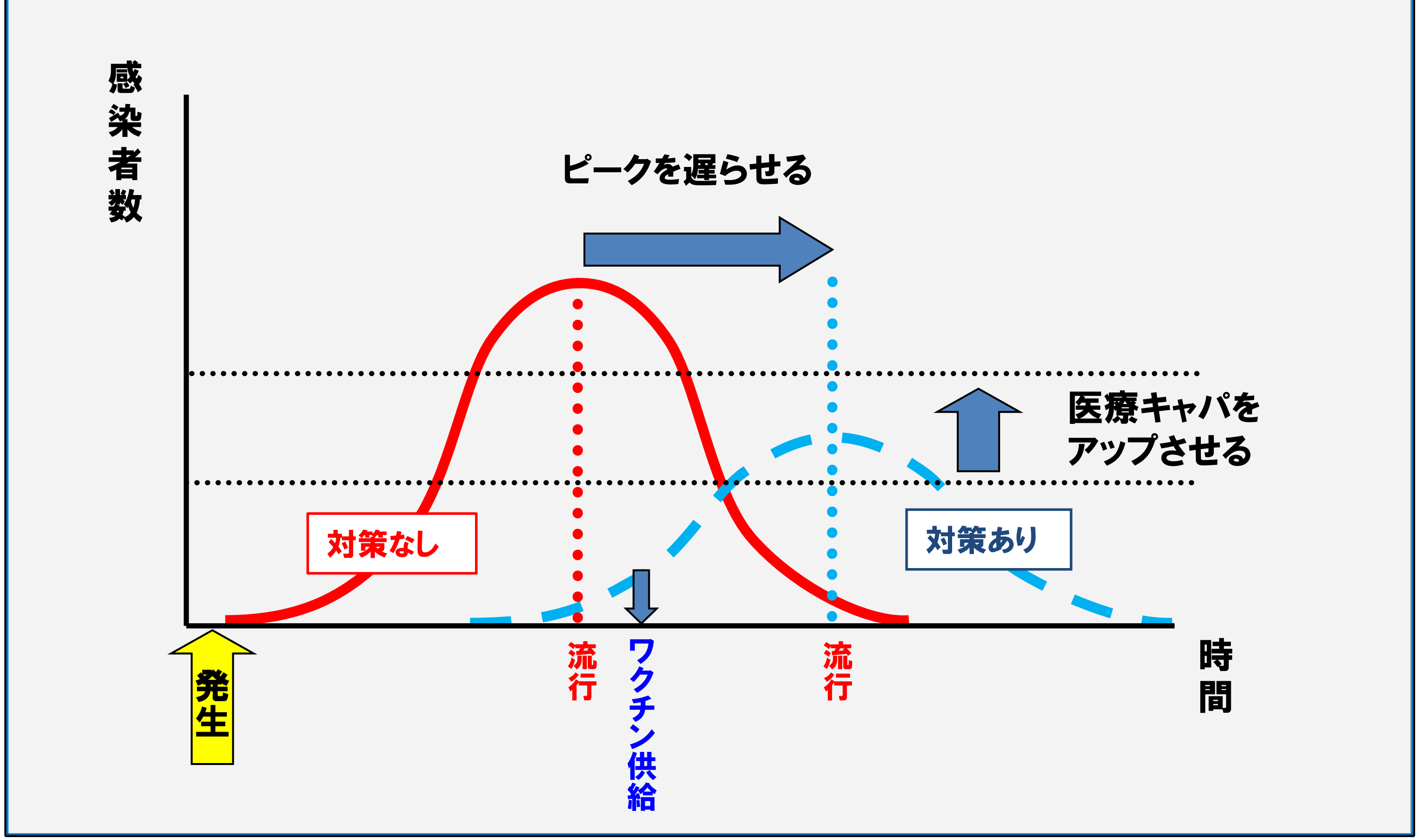

新型インフルエンザ等対策の基本方針（基本的考え方）

段階	基本的考え方
発生前の段階	水際の防止対策に加え、発生時の対応の準備を周到に行い、市民、事業所等には予防の基本的対策を啓発する。
発生が確認された段階	海外、国内での発生が疑われる事例が確認された場合は、直ちに今後の対応について、具体的に協議、決定する。
県内で感染が確認された段階	上記の対策に加え、拡大の速度を抑制する対策に注力する。実際の対策は最大の危害発生を想定し、その後の情報により、縮小・中止を図るなど柔軟に対応する。
県内で感染が拡大した段階	対策に関わる機関等との連携を強化し、特に医療の確保、市民の生活や経済の維持について最大限の注力をする。
市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある場合	外出自粛、施設の使用制限等を要請し、感染の機会を減らすことによる感染防止対策をとる。 これらの制限については、事前にわかりやすく情報発信し、市民、事業者等の理解を得る。

新型インフルエンザ等対策の基本方針（対策実施上の留意点）

基本的人権の尊重

●対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重し、市民の自由を制限する場合は、法令等根拠を前提とし、十分な説明と理解を得ることを基本とする。

特措法の性格

●病原性の程度等に応じ、柔軟性を持たせている。

機関間連携の重要性

●国、県等他の機関と連携を図り、総合的に推進する。

記録の作成・保管・公表

●市対策本部における対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

新型インフルエンザ等対策の基本方針（役割分担）

関係機関	役割
医療機関	●地域医療体制の確保、院内感染対策及び医療資機材の確保 ●診療継続計画の策定及び地域医療連携体制の整備 ●診療継続計画に基づく診療体制の強化及び医療提供
指定（地方）公共機関	●業務計画の策定及び対策の実施
登録事業者	●医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、発生前から、感染予防対策の実施や重要業務の事業継続などの 準備を積極的に行い、発生時には、その活動を継続
一般事業者	●職場における感染予防対策の実施 ●発生時における一部事業の縮小、特に多数の者が集まる事業を行う者の感染防止措置の徹底
市民	●発生前からマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策の実践 ●発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄

新型インフルエンザ等対策の基本方針（行動計画の主要6項目）

項目	内容
実施体制	●市民の健康、生命に直結するものであり、発生前から各組織、部局が一体となって取り組むことが必要である。 ●緊急事態宣言が発令された場合、若しくは、岐阜市が必要と判断した場合は、条例に基づき、岐阜市新型インフルエンザ等対策本部を設置する。
サーベイランス・情報収集	●対策実施のための情報を収集するために、発生前から、国、県等と連携する。 ●発生状況把握のため、各種サーベイランス（調査監視）を継続的に行う。
情報提供・共有	●対策は広域に及ぶため、国、県、市、医療機関等との情報共有を念頭にコミュニケーションを行う。 ●収集したデータは、様々な媒体を利用し、市民にわかりやすく情報提供する。さらに、相談窓口を設置することで、より具体的な情報提供を行う。
予防・まん延防止	●流行のピークを遅らせ、患者数を低く抑えることで医療機関の対応能力を超えないようにすることを目的とする。 ●市民等に対しては、基本的な感染予防対策を中心に啓発を継続的に行う。 ●対策に関わる従事者に対する「特定接種」、市民に対する「住民接種」の実施により、予防・まん延防止を図る。
医療	●医療機関の機能不全を防ぐため、予め、各医療機関の役割分担を行っておく。 ●医療機関と連携し、在宅医療患者への支援を行う。
市民の生活及び経済の安定の確保	●市民生活及び経済への影響を最小限に止めるため、本市業務の事業継続計画を策定する。

新型インフルエンザ等対策の基本方針（発生段階）

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
県内未発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
	いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、岐阜県内では発生していない状態
県内発生早期	岐阜県内で新型インフルエンザ等の患者は発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県内感染期	岐阜県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

新型インフルエンザ等対策の各発生段階における対策

主要6項目	未発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
①実施体制	行動計画・BCPの策定・見直し	情報収集／分析 対策の協議			
	連携体制の確認／訓練	対策本部による対策			
②サーベイランス・情報収集	国内外の情報の収集 通常サーベイランス実施	国内外の情報の収集 全サーベイランス実施		国内外の情報の収集 通常サーベイランス実施	
			積極的疫学調査の実施		
③情報提供・共有	情報提供	情報提供 インターネット情報共有			情報提供
	相談窓口設置準備	相談窓口による対応			
④予防・まん延防止	基本的感染予防策の普及啓発	啓発の強化			
	予防接種体制の構築 予防接種の情報提供	特定接種・住民接種の実施			
⑤医療	医療体制の整備	帰国者・接触者外来による診療体制		一般医療機関による診療体制	
	検査体制の整備		全患者の遺伝子検査（PCR法）の実施	重症患者の遺伝子検査（PCR法）の実施	
⑥市民の生活及び経済の安定の確保	要援護者対策の決定 火葬、遺体安置の検討	遺体安置の準備		遺体安置の確保	
	資機材の備蓄、整備等 市民への呼びかけ		市民等への要請		
		生活相談窓口設置			